定　　款

第１章　　総　　則

（名　称）

第１条　　本法人は、一般社団法人　東京科学大学医科同窓会（英文表記 Medical Alumni Association, Institute of Science Tokyo）と称する。

（主たる事務所の所在地）

第２条　　本法人は、主たる事務所を東京都文京区湯島一丁目５番３４号お茶の水医学会館内に置く。

（目　的）

第３条　　本法人は、会員相互の親睦と福祉の向上を図り、会員と母校との密接な関係を保ち、もって会員と母校の発展ならびに医学の使命達成に資することを目的とする。

（事　業）

第４条　　本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

（１）会員の親睦
（２）会員の福利
（３）会員相互の情報共有
（４）同窓会会報およびその他出版物の発行
（５）東京科学大学における教育・研究・診療活動および国際的発展への後援
（６）公開講座、講演会その他の集会の開催および支援
（７）会館の設立およびその維持、運営
（８）大学・同窓会に関する史料の収集、保存および展示
（９）その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

（基金の募集）

第５条　　本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

（基金の拠出者の権利に関する規定）

第６条　　本法人の基金は、本法人が解散するときまでは返還しない。

（基金の返還手続）

第７条　　本法人の基金は、本法人の解散の際に、社員総会の決議を経た後、会員総会の承認を得て、理事会が決定したところに従って返還する。

（公告の方法）

第８条　　当会の発行する会報ならびにインターネット上のホームページに掲載する。

第２章　　会　員

（種　別）

第９条　　本法人の会員は、会員及び学生会員とする。

第１０条　会員は、次の者とする。ただし、次の（３）から（６）にあっては本法人への入会を希望する者とする。

（１）東京科学大学医学部医学科（卒業２０２５年以降）、東京医科歯科大学医学部医学科（卒業１９９４年から２０２４年）、東京医科歯科大学医学部（卒業１９４３年から１９９３年）、及び東京医学歯学専門学校医学科（以上４種類の卒業母体を、以下「本学医科」という）の卒業生

（２）本学医科または本学大学院医歯学総合研究科医学系専攻分野、東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科医学系専攻分野、東京医科歯科大学医学研究科（以上の大学院の母体を、以下「本学医学系大学院」という）教授及び教授であった者

（３）本学医科または本学医学系大学院の教官・教員及び教官・教員であった者

（４）本学医学系大学院の学生（専攻生を含む）及び在籍した者

（５）本学医科医員・研修医及び本学医科医員・研修医であった者

（６）本法人病院部会に所属する医療機関の医師・研修医及び医師・研修医であった者

（７）その他理事会で推薦され、社員総会が承認した者

２　学生会員は、次の者とする。

本学医学部医学科学生

（入　会）

第１１条　当法人成立の日をもって、権利能力なき社団お茶の水会医科同窓会に属する正会員、特別会員、賛助会員は当法人の会員となり、また学生会員は、当法人の学生会員となる。

２　本法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（会　費）

第１２条　会員は、会費を納入するものとする。ただし、学生会員は、入会準備金を納入するものとする。その額は、社員総会で定める。

２　会費減免は別に定める施行細則による。

（退　会）

第１３条　会員は、次の事項により会員の資格を失うものとする。

（１）退会　　（２）死亡　　（３）除名

第１４条　会員が退会を希望するときには、その理由を付して理事長に退会届を提出しなければならない。

第１５条　　会員で本法人の主旨にもとる行為若しくは本法人の名誉を毀損する行為のあった者、又は著しく会費を滞納した者は、理事会の決議及び社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の４分の３以上の決議を経て、理事長はこれを除名することができる。但し、決議の前に弁明の機会をあたえる。

（社員資格）

第１６条　　社員は次のように選出する。

（１）第１０条（１）の会員のうちから卒業年次毎に２名以内の割合で選出する。

（２）第１０条（２）、（３）、（４）、（５）、（６）の会員のうちから若干名選出する。

（３）学生会員のうちから学年毎に２名の割合で選出する。

（４）別に定める地区社員選出要綱に則り、各地区より社員を選出する。

（５）選挙管理委員会を理事会の下に設置し、社員選挙全般を管理する。

２　社員総会議長及び副議長各１名は社員のうちから社員総会で選出する。議長は社員総会を管掌し副議長はこれを補佐する。議長及び副議長は理事を兼ねることができない。議長及び副議長は理事会に出席し、意見を述べることができる。

３　議長及び副議長の任期は２年とし、再任を妨げない。

４　理事は社員とする。

５　監事は理事、社員総会議長もしくは同副議長、社員を兼ねることができない。

６　社員の任期は４年とし、再任を妨げない。

７　欠員又は増員により選任された社員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

８　社員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

９　本条により選出される社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（社員名簿）

第１７条　　本法人は、社員の氏名および住所を記載した名簿を作成し、事務所に備え置くものとする。

第３章　　役　員

（役　員）

第１８条　　本法人には次の役員を置く。

（１）理事２５名以上３５名以内

（２）監事　２名

２　理事のうち、１名を理事長、若干名を副理事長、若干名を専務理事とする。

３　理事のうち若干名をお茶の水会常任理事とする。

（選　任）

第１９条　　理事は、会員の中から及び理事長指名の会員の中から社員総会において選任する。た

だし、理事長指名による理事候補者は、選任・選定されるべき理事の半数を超えることが出来ない。

2　監事は、会員の中から社員総会において選任し、理事を兼ねることができない。

3　役員の選任方法は、社員総会において別に定める。

4　理事長は、理事の中から社員総会において選定する。

5　副理事長は、理事の中から理事会において選定する。

6　専務理事は、理事の中から理事長の指名により選定する。

7　お茶の水会常任理事として、理事のうちから互選により理事長を含めて若干名選定する。

（任　期）

第２０条　　理事の任期は、選任後２年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後４年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3　任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間を同一とする。

4　役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行うものとする。

（職　務）

第２１条　　理事長は、本法人を代表し、業務を総括する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときその職務を代行する。

3　専務理事は、理事長の指示により会務を処理する。

4　お茶の水会常任理事は、お茶の水会常任理事会に出席する。

5　理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。

6　監事は、法令に定めるところにより、その職務を行う。

（名誉理事長）

第２２条　　当法人に、名誉理事長を置くことができる。

（報　酬）

第２３条　　役員は無報酬とする。交通費については別途定める。

第４章　　社員総会

（社員総会）

第２４条　　本法人の社員総会は、定時総会および臨時総会とする。定時社員総会は年１回に開催

し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

２　社員総会は社員をもって構成する。

（招　集）

第２５条　　社員総会は、理事長が招集する。

２　臨時社員総会は（１）理事会において必要と認めたとき、（２）社員１５名以上からの開催の請求があったとき、（３）監事が第２１条第６項の職務を行うため必要と認めたとき、理事長はすみやかにこれを招集しなければならない。

３　社員総会を開催するには、会日より７日前までに、開催日時、場所および議題を記載した書面をもって、各社員に対して通知を発しなければならない。

（議決方法）

第２６条　　社員総会の議決は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総数の過半数が出席し（委任状による出席も含む）、出席社員の過半数をもって決する。

（議決権）

第２７条　　社員総会において、社員は各１個の議決権を有する。

（議　長）

第２８条　　社員総会の議長は、社員総会議長がこれに当たる。

(社員総会の決議事項)

第２９条　　社員総会は、次の事項を審議し、決議する。

（１）定款の変更

（２）理事及び監事の選任、 理事長の選定

（３）会員総会の開催

（４）会費

（５）予算及び決算の承認

（６）会務及び事業報告

（７）会員の除名

（８）その他必要な事項

（議事録）

第３０条　　社員総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長、理事長及び当該社員総会で選任された議事録署名人１名がこれに記名押印しなければならない。

第５章　　理事会、会員総会及び委員

（理事会）

第３１条　　本法人は理事会を置き、理事会は理事によって構成される。

２　理事会の議長は、理事長とする。
３　理事会は、監事、社員総会議長及び副議長が出席して意見をのべることができる。
４　理事会は、次の事項に関し決議し、執行する。
（１）副理事長の選定
（２）会務の分担及びその執行
（３）社員総会及び会員総会の開催
（４）理事候補の選出
（５）予算及び決算の作成
（６）基本財産及び基金の管理運用
（７）会員の入会及び除名
（８）支部及び部会の承認
（９）選挙管理委員会の管理する社員選挙結果の承認
（１０）その他必要な事項
５　理事会は、現在数の過半数以上の理事および１名以上の監事が出席しなければ、議事を行い、議決することができない。
６　理事会の議事は議長を除く出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。ただし、監事は議決権を有しない。

（議事録）
第３２条　　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（会員総会）
第３３条　会員総会は、次の各項にしたがって開催する。
２　会員総会は、会員、学生会員をもって構成される。
３　定時会員総会は、毎年１回、理事長が招集し、必要に応じて臨時会員総会を開催する。
４　次に掲げる事項については、定時会員総会に報告しなければならない。
（１）会務一般
（２）その他の定款に定める事項
５　会員総会の議長は、理事のうち１名がこれに当たる。
６　会員総会の議事は、議長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

（委　員）
第３４条　　理事長は、必要に応じた会務を処理させるために委員を委嘱することができる。
２　理事長は会務を処理するため、理事会の承認のもとに、第２章の会員の資格にとらわれない専門委員を置くことができる。

第６章　　支部および部会

（支部及び部会）

第３５条　　本法人に、支部及び部会を置くことができる。

２　支部設置に関する細目を理事会が定めるものとする。

第３６条　　支部及び部会を新たに設立しようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。

第３７条　　支部には、支部長を置く。部会には、部会長をおく。支部長は支部を代表し、部会長は、部会を代表し、それぞれ社員総会に出席し、意見を述べることができる。支部長及び部会長に事故あるときは、代理を委嘱することができる。

２　理事長は本部と支部との連絡を密にするため、毎年１回支部長会を開くものとする。

第７章　　計　算

（事業年度）

第３８条　　本法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（計算書類）

第３９条　　理事長は、毎事業年度、次の書類および付属明細書を作成して、定時社員総会に提出し、（３）の書類についてはその内容を報告し、（１）（２）および（４）の各書類については承認を求めなければならない。

（１）貸借対照表

（２）損益計算書

（３）事業報告書

（４）剰余金の処分または損失の処理に関する議案

第８章　　雑　則

（権利の承継）

第４０条　　本法人設立の日に、権利能力なき社団お茶の水会医科同窓会に属する権利義務の一切は本法人が承継する。

（定款変更）

第４１条　　この定款を変更するには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上の賛成がなければこれを改正することはできない。

（細　則）

第４２条　　この定款に定めるもののほか施行に関し、必要な細則は、理事会の決議を経て、別に定める。

（附　則）
昭和３８年　６月２５日　お茶の水会医科同窓会　設立　会則承認
平成２０年　６月１０日　公証人認証
平成２０年　７月　１日　法人設立　有限責任中間法人　お茶の水会医科同窓会
平成２１年　１月１８日　改訂　名称変更等　一般社団法人　お茶の水会医科同窓会
平成２４年　５月２６日　改訂
平成２４年１２月１６日　改訂
平成２６年　５月２５日　改訂　名称変更等　一般社団法人　東京医科歯科大学医科同窓会
平成２７年　５月２４日　改訂
令和　元年　５月２６日　改訂
令和　６年１０月　１日　改訂　名称変更等　一般社団法人　東京科学大学医科同窓会
令和　８年　５月２４日　改訂